

議案第 70 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条第 8 項を次のように改める。

8 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 5 条の 3 を削る。

第 15 条第 4 項及び第 18 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 20 条第 2 項、第 25 条第 3 項及び第 26 条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第 6 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第 5 条第 8 項の規定により算出した」に改める。

付則に次の 8 項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、その者が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（付則第 10 項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の

級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第8項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する

額を加算した額とする。

- 1 1 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額
がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場
合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特
定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高
の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とす
る。
- 1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第 8
項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第 10 項に規定する職員を
除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加
算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員
の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第
8 項の規定によりその者の受ける給料月額に前 2 項の規定に準じて算
出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 1 3 付則第 10 項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を
加算した給料月額を受ける職員以外の付則第 8 項の規定の適用を受け
る職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員
との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人
事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給
料月額に前 3 項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した
額とする。
- 1 4 当分の間、付則第 8 項の規定の適用を受ける職員に対する職員の
分限に関する条例第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項及び第 4 項並びに第 7
条の規定の適用については、同条例第 2 条第 2 項中「職員」とあるの
は「職員の給与に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 10 号。以下
「給与条例」という。）付則第 8 項の規定による場合のほか、職員」
と、同条例第 3 条第 1 項中「とする」とあるのは「とする。ただし、
給与条例付則第 8 項の規定による降給は、この限りでない」と、同条
第 4 項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則

第 8 項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第 7 条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第 8 項の規定による降給は、この限りでない」とする。

15 付則第 8 項から前項までに定めるもののほか、付則第 8 項及び第 10 項の規定による給料月額その他付則第 8 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第 1 ア行政職給料表（一）の部中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

別表第 1 イ行政職給料表（二）の部中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		212,000	223,200	244,000	274,700

別表第 2 ア医療職給料表（一）の部中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額

勤務職員		294,500	355,300	416,100
------	--	---------	---------	---------

別表第２イ医療職給料表（二）の部中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

別表第２ウ医療職給料表（三）の部中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、付則第１１項及び第１２項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第８項から第１５項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項及び第６項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項

若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第6項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第6項の規定の適用がある場合には、

同項の人事委員会が定める額を加算した額) とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 15 条第 4 項及び第 18 条第 2 号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 25 条第 3 項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第 26 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第 3 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第 9 条の 2 から第 11 条まで、第 11 条の 3 及び第 13 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

- 10 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年板橋区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項から第 8 項までを次のように改める。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する

職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であつて、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
 - 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
 - 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであつて、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。
- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年板橋区条例第32号）の一部を次のように改正する。

付則第４項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「の規定による給料の月額から当該額」を「の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算した給料月額」に改める。

- １３ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年板橋区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

付則第８項を次のように改める。

- ８ 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年地方公務員法改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和３年地方公務員法改正法附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表２級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであつて、区長が定めるものについて、付則第５項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（暫定再任用短時間勤務職員にあつては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年板橋区条例第１８号）第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例付則第６項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

付則第１６項を付則第１７項とし、付則第１５項を付則第１６項と

し、付則第 14 項を付則第 15 項とし、付則第 13 項中「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に改め、同項を付則第 14 項とし、付則第 9 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなつた暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、給料月額、時間外勤務手当等の規定の対象となる職員を改め、60 歳となつた日後の最初の 4 月 1 日以降に勤務する職員に係る規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要がある。